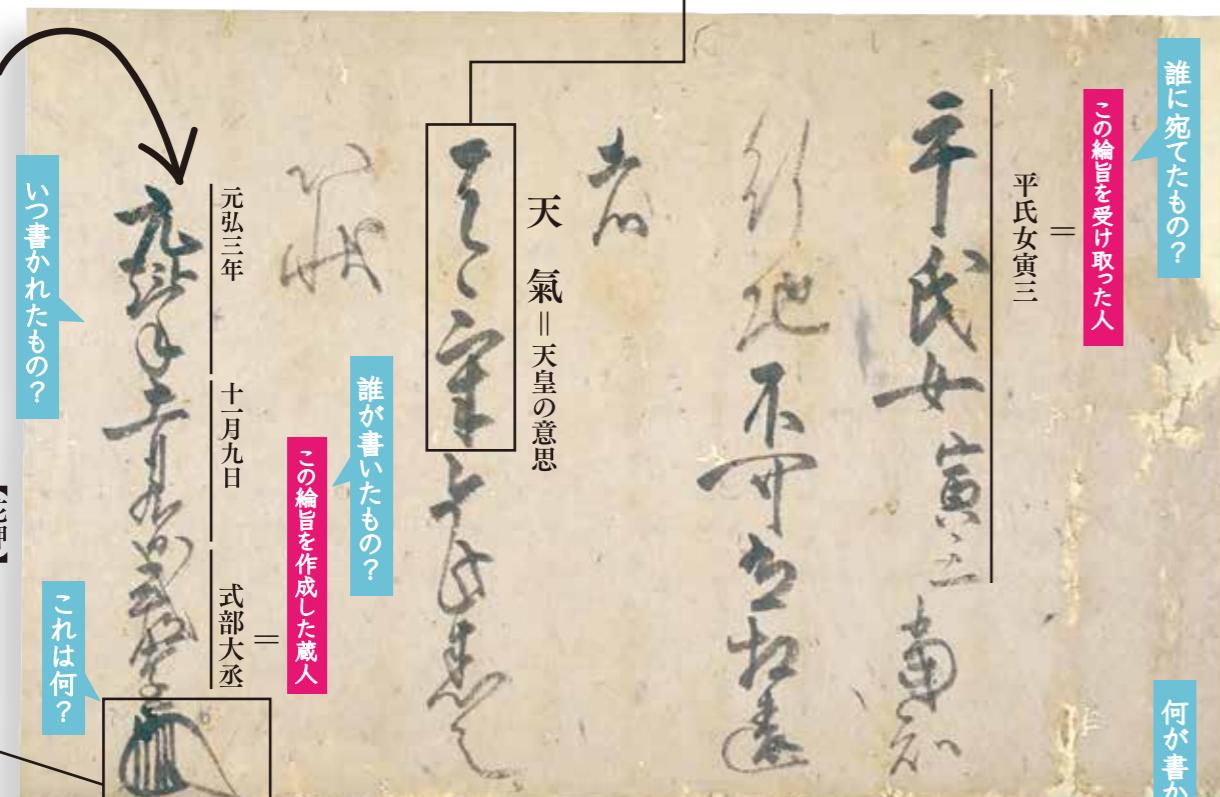


# 古文書の世界

—中世文書を中心に—

私文書である書状であれば年号は書かないが、公文書の性格をもたせるために年号を付している。

花押は当時の人々が自署（実名を自分で書くこと）の代わりに、書いた記号。花押单独で使用されることもある。その形が花模様のようであることから、このように呼ばれた。



## 後醍醐天皇縦旨

元弘3(1333)年11月9日付 [岡元文書]

鎌倉幕府を倒し、建武政権を樹立した後醍醐天皇は、天皇親政を理想とし、縦旨を重視した。本資料は、入来院氏一族の平氏女寅三に「當(当)知行地、相違あるべからず」と所領の安堵を保証したもの。

「この土地は平氏女寅三さんの所領に間違いありません」と、後醍醐天皇が保証しています。

5.31(火) – 8.21(日)

黎明館3階 企画展示室

古文書の多くはくずし字で書かれており、多くの人にとって近づきがたい存在ではないでしょうか。

本企画展では、難解に思われるがちな古文書について、「縦旨」「下文」「御教書」など様々に分類される様式や、「補任状」「軍勢催促状」「施行状」などの機能についてわかりやすく解説します。あわせて、料紙の大きさや質、使い方、さらには花押や印章などにも注目し、くずし字が読めなくても味わうことができる古文書の魅力を紹介します。

この古文書の様式は?

縦旨 -りんじ

縦旨は、天皇の意思を奉じて、秘書官である蔵人が作成し発給する文書。料紙(文書を書く際に用いる紙)は、原則的に薄墨色の宿紙(反古紙を漉き返した紙)が用いられた。

【平出】

「天氣(天皇の意  
思)という文字に敬  
意を表し、他の文  
字の下にならない  
ように改行する。」



## 鎌倉殿侍別当下文

元暦2(1185)年7月15日付 [佐々木文書] 個人蔵

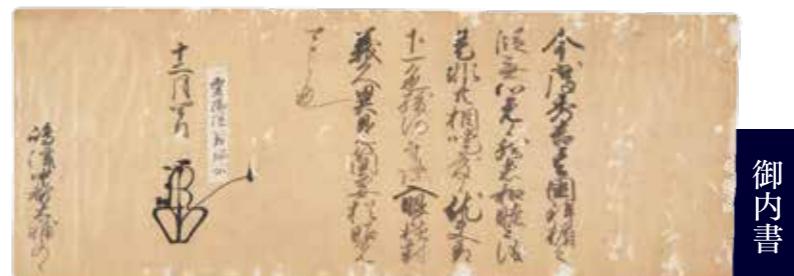
「鎌倉殿侍別当」とは「侍所別当」(「侍所」は御家人統制を役目とする鎌倉幕府の機関、「別当」はその長官)の前身のこと、和田義盛であると考えられる。本資料には花押が据えられているが、現在本資料以外に、義盛の花押や、義盛が発給した文書は確認されていない。



## 渋谷重興着到状

貞和7(1351)年4月日付 [岡元文書]

薩摩国入来院の地頭・渋谷重興が、足利直冬からの軍勢催促に応え、太宰府に馳せ参じた(着到した)ことを報告し、確認の「御證(証)判」を賜り、後の証に備えたい旨を言上した。結果、文書奥に直冬配下の武将・詫磨宗直の証判が書き加えられ、重興に返却された。



## 足利義昭御内書

天正14(1586)年12月4日付 [永吉島津家文書] 個人蔵

足利義昭から、島津家久宛。羽柴秀吉との軍事衝突に対する懸念を示し、和睦の仲介を申し出ている。また、書止めに「猶昭光可申候也」とあり、義昭の侍臣・真木島昭光の副状が添えられていたことが伺える。

## 関連イベント

学芸講座(展示解説講座) 「古文書の世界 -中世文書を中心にして-」

日時：7月16日(土)13:30～15:00

講師：黎明館学芸専門員 吉村 晃一

会場：黎明館3階 講座室

※学芸講座は、事前申込制です。

(申込方法の詳細は、ホームページまたはチラシをご覧ください。)

※講座後の展示解説はありません。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催期間や関連イベントを変更または中止にする場合があります。

## 展示解説

日時：6月12日(日)、7月10日(日)、8月7日(日)

いずれも13:30～14:10

会場：黎明館3階 企画展示室

※要入館料、事前申込不要

## 下文 -くだしうみ

「下文」は、上意下達(上位の命令を下位に伝達する)文書のひとつ。「下」の文字の下に宛名が記され、次の行に「……事」と命令内容が端的に示される(「事書」)。発給者と受給者の関係によって、発給者の署判を日付の次行の上部、もしくは下部に書く場合と、文書の右部分(袖)に花押のみを署する場合があった。

## 着到状 -ちやくとうじょう

「着到状」は、軍勢催促を受けた武士が参陣した旨を報告する文書。提出後、確認の証判(「承了」等の文言と花押)が書き加えられ、返却された。返却された着到状は、後日の恩賞申請の際の証拠書類として大切に保管された。



## 御内書 -ごないしょ

「御内書」は、室町幕府の將軍が出した書状形式の文書で、公的な内容を有するものをいう。宛所によって、書止めに「謹言」や「恐々謹言」などの文言を記すか、「也」(その後に「状如件」をつける場合もある)で切るかの違いがある。

※期間中、一部展示替えがあります。